契約変更理由書

神戸市

工　事　名	総合療育センター高圧ケーブル他更新工事

契約変更後の工事概要

1.　仮設ケーブルの保護範囲の変更

契約変更の理由

1.　当初、仮設ケーブルを FEP 配管で保護する予定であったが、契約後の現地調査及び施設管理者との協議の結果、安全性が確保できる事が判明したため、仮設ケーブルの切り替え、撤去等の施工性も考慮し、一部分に保護範囲を変更する。